

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第30条 法第20条の2第1項の規定に基づく公示送達は、別に定める様式による公示送達書を、<u>県又は広域振興局の掲示場に</u>掲示して行うものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第30条 法第20条の2第1項の規定に基づく公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項を同項の総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、別に定める様式による公示送達書を</u>県庁若しくは広域振興局の掲示場に掲示し、又は県庁若しくは広域振興局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。